

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう

二 代表者の氏名

駒崎 美佐子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷二丁目二十一番八号

四 失効日

令和六年十一月二十七日